

# 別紙 2

番号	401
特定事業の名称	住民票の写しの自動交付機の設置場所拡大事業
措置区分	通達
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	請求者識別カードによる請求に基づく住民票の写し等の交付に係る留意事項等について(平成2年6月19日自治振第60号各都道府県総務部長あて自治省行政局振興課長通知)
特例を講ずべき法令等の現行規定	市町村が都道府県又は国の施設内に住民票の写しの自動交付機を設置する場合には、通知で定める一定の機能を備えた上で設置しなければならない。
特例措置の内容	個人情報の保護やセキュリティに配慮しつつ、通知で定める基準にかかわらず、市町村の判断により住民票の写しの自動交付機の設置を可能とする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

\* この特例措置については、平成17年3月に全国展開される予定となっています。

番号	402
特定事業の名称	印鑑登録証明書の自動交付機の設置場所拡大事業
措置区分	通達
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	印鑑登録者識別カードによる申請に基づく印鑑登録証明書の交付に係る留意事項等について(平成5年12月20日自治振第208号各都道府県総務部長あて自治省行政局振興課長通知)
特例を講ずべき法令等の現行規定	市町村が都道府県又は国の施設内に印鑑登録証明書の自動交付機を設置する場合には、通知で定める一定の機能を備えた上で設置しなければならない。
特例措置の内容	個人情報の保護やセキュリティに配慮しつつ、通知で定める基準にかかわらず、市町村の判断により印鑑登録証明書の自動交付機の設置を可能とする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

\* この特例措置については、平成17年3月に全国展開される予定となっています。

番号	403
特定事業の名称	土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業
措置区分	政令
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	公有地の拡大の推進に関する法律施行令第7条第3項
特例を講ずべき法令等の現行規定	土地開発公社は、港湾整備事業(埋立事業に限る。)並びに住宅用地、地域開発のためにする臨海工業用地、内陸工業用地、流通業務団地及び事務所、店舗等の用に供する一団の土地を造成し、販売することができる。
特例措置の内容	土地開発公社が公有地の拡大の推進に関する法律第17第1項第2号の規定により造成した土地であって地方公共団体が設定する特区内に所在するものを、工場、事務所その他の業務施設等の用に供するために賃貸することが、都市の健全な発展と秩序ある整備に寄与すると当該地方公共団体が認めて認定を申請し、その認定を受けたときは、土地開発公社は、当該土地を工場、事務所その他の業務施設等の用に供するために事業用借地権を設定し、賃貸することができる。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

\* この特例措置については、平成16年中に全国展開される予定となっています。

番号	405
特定事業の名称	空中線利得を増大した5GHz帯無線アクセスシステムの導入事業
措置区分	省令
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	無線設備規則第49条の21第1項
特例を講ずべき法令等の現行規定	送信空中線の絶対利得は10デシベル(10倍)以下とされている。
特例措置の内容	5GHz帯無線アクセスシステムの免許にあたって、地理的条件や電波の伝搬特性等を考慮して13デシベル(20倍)を上限に送信空中線の絶対利得を引き上げることを可能とする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

\* この特例措置については、平成17年5月に全国展開される予定となっています。

番号	406
特定事業の名称	電気通信業務以外での無線アクセスシステム活用事業
措置区分	省令、告示
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	電波法施行規則第6条第4項 無線設備規則第7条第25項 周波数割当計画
特例を講ずべき法令等の現行規定	無線アクセスシステム(5GHz帯等)については、電気通信事業者が無線局免許を受けられることができる。
特例措置の内容	無線アクセスシステムについて、公共施設間又は自らの構内・敷地内において、特区及びその周辺において電気通信事業者のシステム展開や電波需要に影響を与えない範囲において通信を行うものである場合に、電波需要等の状況の変化により使用周波数、出力等の調整が行われることもあることを前提に、電気通信業務用以外への免許を可能とする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

\* この特例措置については、平成17年5月に全国展開される予定となっています。

番号	407
特定事業の名称	農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業
措置区分	通達
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	消防法第17条、消防法施行令第2章第3節
特例を講ずべき法令等の現行規定	旅館、飲食店等の一定の防火対象物の関係者は、消防法令で定める技術上の基準に従って、消防用設備等を設置し、維持しなければならない。
特例措置の内容	<p>農家民宿事業(施設を設けて人を宿泊させ、農村滞在型余暇活動(主として都市の住民が余暇を利用して農村に滞在しつつ行う農作業の体験その他農業に対する理解を深めるための活動をいう。)に必要な役務を提供する営業であって、農業者が行うものをいう。)を特区内で行う場合、当該区域の消防長(消防本部を置かない市町村においては、市町村長。以下同じ。)又は消防署長は、消防法施行令第32条に基づく消防長又は消防署長の判断にあたってのガイドラインとして、例えば、誘導灯及び誘導標識については、次の要件を満たす場合には、当該農家の1階における誘導灯及び誘導標識の設置及び維持に係る同令第26条の規定を適用しないことができること等について、通知により示すこととする。</p> <p>要件:次の1から3までの条件に該当するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 次の(1)又は(2)に該当すること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 1階の各客室から直接外部に容易に避難できること。</li> <li>(2) 建物に不案内な宿泊者でも各客室から廊下に出れば、夜間であっても迷うことなく避難口に到達できること等簡明な経路により容易に避難口まで避難できること</li> </ol> </li> <li>2. 農家民宿の外に避難した者が、当該農家民宿の開口部から3m以内の部分を通らずに安全な場所へ避難できること。</li> <li>3. 農家民宿において、その従業者が、宿泊者等に対して避難口等の案内を行うこととしていること。</li> </ol>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

\* この特例措置については、平成16年度中に全国展開される予定となっています。

番号	408
特定事業の名称	石油コンビナート等特別防災区域内事業所の多様な安全確保措置による施設配置等事業
措置区分	省令
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の配置地区の配置等に関する省令(以下、「レイアウト省令」という。)第10条、第11条、第12条
特例を講ずべき法令等の現行規定	1. レイアウト省令第10条(施設地区の配置の基準)では、製造施設地区は、その面積が1,000平方メートルを超え7,000平方メートル以下である場合にあってはその外周から内側3メートル以内の部分に施設又は設備を設置しないこと等 2. レイアウト省令第11条(特定通路の幅員)では、施設地区の区分及び面積に応じて6、8、10、12メートルの特定通路を配置すること等 3. レイアウト省令第12条(通路の配置及び形状の基準)では、特定通路の上空を横断する連絡導管等は、特定通路の地盤面から4メートル以上の間隔を有すること等
特例措置の内容	レイアウト省令第10条から第12条の規定によって担保される安全性と同等の安全性を担保する代替措置が講ぜられているものとして、総務大臣及び経済産業大臣の同意を得て、構造改革特別区域計画が認定された場合には、当該各条の規定を適用しないこととする。
同意の要件	代替措置について、提出された実験データや文献等によって、個々の事業所のレイアウト状況等を踏まえた総合的な安全性が検証され、レイアウト省令第10条から第12条の規定によって担保される安全性と同等の安全性が確認されること。
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

\* この特例措置については、平成17年3月に全国展開される予定となっています。



番号	501,502,503
特定事業の名称	外国人研究者受入れ促進事業
措置区分	法律
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	出入国管理及び難民認定法第2条の2第2項及び第3項、第7条第1項第2号 出入国管理及び難民認定法施行規則第3条、別表第2
特例を講ずべき法令等の現行規定	出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」という。)は、外国人が我が国で行うことが認められる活動類型ごとに在留資格を定め、外国人がそれらの在留資格のいずれかをもって入国・在留することとし、在留活動を変更しようとする場合には、法務大臣から在留資格の変更許可を受ける必要がある(入管法第20条)。また、各在留資格(外交、公用及び永住者の在留資格を除く。)には、3年を超えない範囲で在留期間が定められており(入管法第2条の2第3項)、外国人が現に付与されている在留期間を超えて本邦に在留する場合には、法務大臣から在留期間の更新許可(入管法第21条)を受ける必要がある。
特例措置の内容	<p>1. 地方公共団体が、その設定する特区が次の各号のいずれにも該当するものと認め、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、法務大臣は、本邦に上陸しようとする外国人から、特定研究活動若しくは特定研究事業活動を行うものとして、又は特定家族滞在活動を行うものとして、在留資格認定証明書交付の申請があった場合には、当該特定研究等活動又は当該特定家族滞在活動を特定活動の在留資格に係る活動として法務大臣があらかじめ告示をもって定めるものに該当するものとみなして、在留資格認定証明書を交付することができる。</p> <p>(1) 当該特区内に特定の分野に関する研究のための活動の中核となる施設が所在し、かつ、当該施設の周辺に当該特定の分野に関する研究と関連する研究を行う施設が相当程度集積するものと見込まれ、又は当該施設の周辺におけるこれに関連する産業の発展が相当程度見込まれること。</p> <p>(2) 本邦の公私の機関との契約に基づいて当該機関の当該特区内に所在する施設において特定の分野に関する研究を行う業務に従事する活動を行う外国人が併せて当該特定の分野に関する研究の成果を利用して行う事業を自ら経営する活動を行うことにより、当該特区において、当該特定の分野に関する研究の効率的推進又はこれに関連する産業の発展が相当程度見込まれること。</p> <p>2. 上記1の認定を申請する地方公共団体は、特定研究等活動に係る上記1の機関及びその施設を特定しなければならない。</p> <p>3. 外国人が上記1の証明書を提出して上陸の申請をした場合には、入管法第7条第1項に規定する上陸のための条件は、同項第1号、第2号及び第4号に掲げるものとする。この場合において、同項第2号の規定の適用については、当該申請に係る特定研究等活動又は特定家族滞在活動を特定活動の在留資格に係る活動として法務大臣があらかじめ告示をもって定めるものに該当するものとみなす。</p> <p>4. 上記3の外国人について特定活動の在留資格を決定する場合における当該在留資格に伴う在留期間は、入管法第2条の2第3項の規定にかかわらず、5年以内の期間(特定研究等活動を行う外国人研究者に係る在留期間を一律5年とし、当該外国人研究者の家族である特定家族滞在活動を行う外国人に係る在留期間は、扶養者である外国人研究者の在留期間を踏まえて5年以内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間)とする。</p>

5. 次の各号に掲げる外国人についてその在留資格に係る当該各号に規定する許可をする場合における当該在留資格に伴う在留期間は、上記4と同様とする。

(1) 教授の在留資格又は研究の在留資格をもって本邦に在留する外国人であって特定研究等活動を行うものとして入管法第20条第1項の規定により在留資格の変更を受けようとするもの 同条第3項の規定による特定活動の在留資格への変更の許可

(2) 入管法別表第1又は入管法別表第2の上欄の在留資格をもって本邦に在留する外国人であって特定家族滞在活動を行うものとして入管法第20条第1項の規定により在留資格の変更を受けようとするもの 同条第3項の規定による特定活動の在留資格への変更の許可

(3) 特定活動の在留資格に係る活動として特定研究等活動を指定され特定活動の在留資格をもって本邦に在留する外国人であって当該指定された特定研究等活動以外の特定研究等活動を行うものとして入管法第20条第1項の規定により法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動の変更を受けようとするもの 同条第3項の規定による法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動の変更の許可

(4) 特定活動の在留資格に係る活動として特定研究等活動又は特定家族滞在活動を指定され特定活動の在留資格をもって本邦に在留する外国人であって入管法第21条第1項の規定により在留期間の更新を受けようとするもの 同条第3項の規定による在留期間更新の許可

(5) 特定研究等活動を行う者の子として本邦で出生した外国人であって特定家族滞在活動を行うものとして入管法第22条の2第2項の規定により在留資格を取得しようとするもの 同条第3項において準用する入管法第20条第3項の規定による特定活動の在留資格の取得の許可

同意の要件 特になし

特例措置に伴い必要となる手続き 特になし

\* この特例措置については、平成17年度中に全国展開のための措置を講ずる予定となっています。

番号	701
特定事業の名称	臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業
措置区分	法律
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	関税法第100条第4号 税関関係手数料令第6条第1項
特例を講ずべき法令等の現行規定	税関の執務時間外に臨時の執務を求めようとするときは、税関長の承認を受けなければならない、承認を受ける場合には、税関職員が当該承認により執務する時間を基準として定められた手数料を納付する必要がある。
特例措置の内容	<p>地方公共団体が、その設定する特区であって行政機関の休日又はこれ以外の日の税関の執務時間外において関税法第2条第1項第3号に規定する外国貨物又は同項第2号に規定する輸出をしようとする貨物の積卸し又は運搬をすることができる港湾施設又は空港施設が所在するものにおける同法第98条第1項に規定する承認(臨時開庁の承認)の回数が1年を通じて相当数あることが見込まれるものとして政令で定める場合(下記1)に該当し、かつ、貿易の振興に資するため特に必要があるものとして財務大臣が定める場合(下記2)に該当するものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、税関長は、政令で定めるところにより、当該特区に所在する同法第29条に規定する保税地域(同法第30条第1項第2号の規定により税関長が指定した場所を含む。)に置かれている貨物その他これに準ずる貨物であると認めるものに係る臨時開庁の承認を受ける者が税関に納付すべき手数料を2分の1に軽減することができる。</p> <p>1. 政令で定める場合とは、当該申請が行われる年の前年までの過去3年間に於ける各年のいずれかの年において臨時開庁申請が365回以上ある場合、あるいは当該申請が行われる年の翌年以後一定の時点までの間に年間の臨時開庁申請が365回以上に達することが合理的な基礎に基づいて見込まれる場合、のいずれかに該当する場合であることとする。</p> <p>2. 財務大臣が定める場合とは、関税法第2条第1項第11号に規定する開港又は同項第12号に規定する税関空港のうち、当該開港又は税関空港に所在する港湾施設又は空港施設における利用者利便の向上(使用料の軽減、利用手続の簡素化等)又はこれら施設利用の促進(港湾・空港関連インフラの整備、定期航路の誘致等)などによる貿易の振興に資するための施策が、構造改革特別区域計画に盛り込まれている場合であることとする。</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

\* この特例措置については、平成16年度中に全国展開のための措置を講ずる予定となっています。

番号	702
特定事業の名称	税関の執務時間外における通関体制の整備による貿易の促進事業
措置区分	通達
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	なし
特例を講ずべき法令等の現行規定	なし
特例措置の内容	法第29条の規定に基づく特例措置が認定された特区については、臨時開庁申請が確実に見込める時間帯(例えば、1時間当たり1件以上の申請)において、当該特区に所在する官署に予め職員を常駐させることとし、その他の時間帯については、個々の申請に応じ、必ず所要の職員を配置できる体制とする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

\* この特例措置については、平成17年度中に全国展開される予定となっています。

番号	707
特定事業の名称	特定農業者による濁酒の製造事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	酒税法第7条第2項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	酒類の製造免許は、免許を受けた後1年間の酒類の製造見込数量が当該酒類につき次に掲げる数量に達しない場合には、受けることができない。 1 清酒 60キロリットル 2 合成清酒 60キロリットル 3 しょうちゅう甲類 60キロリットル 4 しょうちゅう乙類 10キロリットル 5 みりん 10キロリットル 6 ビール 60キロリットル 7 果実酒類 6キロリットル 8 ウイスキー類 6キロリットル 9 スピリッツ類 6キロリットル 10 リキュール類 6キロリットル 11 雑酒 6キロリットル
特例措置の内容	1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内において農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第2条第5項に規定する農林漁業体験民宿業その他酒類を自己の営業場において飲用に供する業を併せ営む農業者(以下この表において「特定農業者」という。)が、当該構造改革特別区域内に所在する自己の酒類の製造場において、酒税法第4条第1項(酒類の品目等)に規定するその他の雑酒(米(自ら生産したものに限り。以下この表において同じ。)、米こうじ及び水又は米、水及び麦その他の財務省令で定める物品( )を原料として発酵させたもので、こさないものに限り。この表において「濁酒」という。)を製造することにより、当該構造改革特別区域内において生産される農産物を用いた濁酒の提供を通じて地域の活性化を図ることが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、特定農業者(内閣総理大臣の認定を受けた当該構造改革特別区域計画に定められた農業者による濁酒の製造事業の実施主体である者に限り。以下この表において「認定計画特定農業者」という。)が、当該構造改革特別区域内に所在する自己の酒類の製造場において濁酒を製造するため、同法第4条第1項に規定するその他の雑酒の製造免許を申請した場合には、同法第7条第2項(最低製造数量基準)及び第12条第4号(酒類の製造免許の取消)の規定は、適用しない。 2. 上記の認定計画特定農業者の申請に基づき税務署長が酒税法第4条第1項に規定するその他の雑酒の製造免許を与える場合においては、製造する酒類の範囲につき構造改革特別区域法第28条第1項に規定する濁酒に限る旨の条件を附することができる。 3. 当該構造改革特別区域について内閣総理大臣の認定が取り消された場合又は濁酒の製造免許を受けた者が認定計画特定農業者でなくなった場合には、税務署長は、濁酒の製造免許を取り消すことができる。  財務省令で定める物品とは、麦、あわ、とうもろこし、こうりゃん、きび、ひえ、でんぷん若しくはこれらのこうじ、米こうじ又は清酒かすをいう。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	803(818)
特定事業の名称	不登校児童生徒等を対象とした学校設置に係る教育課程弾力化事業
措置区分	省令
特例を講ずべき法令等の名称及び各1項	学校教育法施行規則 第24条第1項、第24条の2、第25条、第53条、第54条、第54条の2、第57条、第57条の2、第65条の4、第65条の5、第65条の6、第65条の11
特例を講ずべき法令等の現行規定	<p>第24条  小学校の教育課程は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の各教科(以下本節中「各教科」という。)、道徳、特別活動並びに総合的な学習の時間によつて編成するものとする。</p> <p>第24条の2  小学校の各学年における各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第一に定める授業時数を標準とする。</p> <p>第25条  小学校の教育課程については、この節に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する小学校学習指導要領によるものとする。</p> <p>第53条  中学校の教育課程は、必修教科、選択教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間によつて編成するものとする。</p> <p>2 必修教科は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語(以下この条において「国語等」という。)の各教科とする。</p> <p>3 選択教科は、国語等の各教科及び第五十四条の二に規定する中学校学習指導要領で定めるその他特に必要な教科とし、これらのうちから、地域及び学校の実態並びに生徒の特性その他の事情を考慮して設けるものとする。</p> <p>第54条  中学校(併設型中学校及び第五十四条の三第二項に規定する連携型中学校を除く。)の各学年における必修教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間のそれぞれの授業時数、各学年における選択教科等に充てる授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第二に定める授業時数を標準とする。</p> <p>第54条の2  中学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する中学校学習指導要領によるものとする。</p> <p>第57条  高等学校の教育課程は、別表第三に定める各教科に属する科目、特別活動及び総合的な学習の時間によつて編成するものとする。</p> <p>第57条の2  高等学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する高等学校学習指導要領によるものとする。</p> <p>第65条の4  次条第一項において準用する第五十三条に規定する中等教育学校の前期課程の各学年における必修教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間のそれぞれの授業時数、各学年における選択教科等に充てる授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第三の二に定める授業時数を標準とする。</p> <p>第65条の5  中等教育学校の前期課程の教育課程については、第二十四条第二項、第二十六条の二及び第五十三条の規定並びに第五十四条の二の規定に基づき文部科学大臣が公示する中学校学習指導要領の規定を準用する。</p> <p>2 中等教育学校の後期課程の教育課程については、第五十七条及び第五十七条の三の規定並びに第五十七条の二の規定に基づき文部科学大臣が公示する高等学校学習指導要領の規定を準用する。</p> <p>第65条の6  中等教育学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準の特例として文部科学大臣が別に定めるところによるものとする。</p> <p>第65条の11  併設型中学校の教育課程については、第三章に定めるもののほか、教育課程の基準の特例として文部科学大臣が別に定めるところによるものとする。</p> <p>2 併設型高等学校の教育課程については、第四章に定めるもののほか、教育課程の基準の特例として文部科学大臣が別に定めるところによるものとする。</p>
特例措置の内容	地方公共団体が、学校生活への適応が困難であるため相当の期間学校を欠席していると認められるなどの、不登校児童生徒又はそれに類する状態にある児童生徒を対象とした学校において、憲法、教育基本法の理念、及び学校教育法に示されている学校教育の目標を踏まえつつ、習熟度別の教科指導や個々の児童生徒の実態に即した適応指導等、不登校児童生徒等に配慮した教育がなされるものとして、内閣総理大臣に認定を申請し、その認定を受けたときは、教育課程の基準によらない教育課程の編成・実施を可能とする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

\* この特例措置については、平成17年度中に全国展開される予定となっています。

番号	804
特定事業の名称	高等学校等における学校外学修の認定可能単位数拡大事業
措置区分	省令
特例を講ずべき法令等の名称及び各項	学校教育法施行規則第63条の5
特例を講ずべき法令等の現行規定	学校外における学修について単位認定できる単位数の合計は20を超えないものとする。
特例措置の内容	地方公共団体が、高等学校又は中等教育学校(後期課程)において、地域の特性を生かした教育課程の編成等を可能とするために教育上特に配慮が必要な事情があるとして、内閣総理大臣に認定を申請し、その認定を受けたときは、高等学校、中等教育学校(後期課程)の生徒が行う他の高等学校や中等教育学校(後期課程)、大学等における学校外の学修について単位認定できる単位数の上限を、36単位とすることができるものとする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

\* この特例措置については、平成16年度中に全国展開される予定となっています。

番号	805
特定事業の名称	IT等の活用による不登校児童生徒の学習機会拡大事業
措置区分	通達
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	なし
特例を講ずべき法令等の現行規定	なし
特例措置の内容	地方公共団体が、訪問等による対面の指導が適切に行われている場合であって、当該地方公共団体、学校法人、民間事業者が提供するIT等を活用した学習活動を、不登校又はそれに類する状態にある児童生徒が教育支援センター(適応指導教室)、民間施設又は自宅で行うものとして、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該学習について、校長は指導要録上出席扱いすること又はその成果を評価に反映することができる。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

\* この特例措置については、平成17年度中に全国展開される予定となっています。



番号	810
特定事業の名称	市町村費負担教職員任用事業
措置区分	法律
特例を講ずべき法令等の名称及び各項	市町村立学校職員給与負担法第1条、第2条
特例を講ずべき法令等の現行規定	市町村立の小中学校等の教職員の給与等は、都道府県の負担とする。
特例措置の内容	市町村教育委員会が、当該市町村立の小中学校等(小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校及び養護学校)又は定時制高等学校につき、当該市町村が設定する特区の設定の趣旨にかんがみ、当該特区内に所在する市町村立の小中学校等又は定時制高等学校において、当該特区における産業を担う人材の育成、国際理解の促進等のために周辺の地域に比して教育上特に配慮が必要な事情があるものと認めてその教職員(市町村立学校職員給与負担法第1条又は第2条に規定する職員(校長及び公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第17条第2項又は公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律第23条第2項に規定する非常勤の講師を除く。))を任用しようとする場合において、当該市町村が内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後の任用については、市町村立学校職員給与負担法第1条又は第2条の規定は、適用しない。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	市町村教育委員会が当該教職員を任用しようとするときは、あらかじめ当該教職員の氏名、職種及び任用の目的、任期を付す場合にはその期間、任用される学校名等を都道府県教育委員会に通知する。変更手続についても同じ。

\* この特例措置については、平成17年度中に全国展開のための措置を講ずる予定となっております。

番号	813
特定事業の名称	国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業
措置区分	法律
特例を講ずべき法令等の名称及び各項	研究交流促進法第11条第1項
特例を講ずべき法令等の現行規定	国が現に行っている研究と密接に関連し、当該研究の効率的推進に特に有益な研究を行う者が、国の試験研究機関等の試験研究施設を使用して得た研究データを無償で国に提供するときは、当該試験研究施設の廉価使用を認める。
特例措置の内容	<p>地方公共団体が、その設定する特区内に科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する試験研究(以下この表において「研究」という。)のための活動の中核となる国の機関が所在し、かつ、当該国の機関が行う特定の分野に関する研究に係る状況が次のいずれにも適合すると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該国の機関の試験研究施設を民間企業が廉価使用する場合における対象範囲の拡大(国の研究と関連性がある研究を実施する者への拡大)及び条件の緩和(当該施設で行った研究データの全てを国に提出することが廉価使用の条件とされているが、これに代えて、当該施設で行った研究の成果に関して国に報告する場合についても廉価使用を認める。)措置を図る。</p> <p>1. 当該国の機関において当該特定の分野に関する研究に関する国以外の者との交流の実績が相当程度あり、かつ、その交流の一層の促進を図ることが当該特定の分野に関する研究の効率的推進に相当程度寄与するものであると認められること。</p> <p>2. 当該国の機関の周辺に、当該国の機関が行う当該特定の分野に関する研究と関連する研究を行う国以外の者の施設が相当程度集積するものと見込まれること。</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

\* この特例措置については、平成17年度中に全国展開のための措置を講ずる予定となっております。

番号	814
特定事業の名称	国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業
措置区分	法律
特例を講ずべき法令等の名称及び各項	研究交流促進法第11条第2項
特例を講ずべき法令等の現行規定	国の試験研究機関等との共同研究施設を当該国の試験研究機関等の敷地内に整備し、当該施設内で研究を行う者が、当該施設を使用して得た研究データを無償で国に提供するときは、当該施設に供する敷地の廉価使用を認める。
特例措置の内容	<p>地方公共団体が、その設定する特区内に科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する試験研究(以下この表において「研究」という。)のための活動の中核となる国の機関が所在し、かつ、当該国の機関が行う特定の分野に関する研究に係る状況が次のいずれにも適合すると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該国の機関の敷地を民間企業が廉価使用する場合における対象範囲の拡大(国が現に行っている研究と密接に関連し、かつ、当該研究の効率的推進に特に有益な研究又は国が行った研究の成果を活用する研究に必要な試験研究施設を当該国の機関の敷地内に整備する者への拡大)及び条件の緩和(当該施設で行った研究データの全てを国に提出することが廉価使用の条件とされているが、これに代えて、当該施設で行った研究の成果に関して国に報告する場合についても廉価使用を認める。)措置を図る。</p> <p>1. 当該国の機関において当該特定の分野に関する研究に関する国以外の者との交流の実績が相当程度あり、かつ、その交流の一層の促進を図ることが当該特定の分野に関する研究の効率的推進に相当程度寄与するものであると認められること。</p> <p>2. 当該国の機関の周辺に、当該国の機関が行う当該特定の分野に関する研究と関連する研究を行う国以外の者の施設が相当程度集積するものと見込まれる</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

\* この特例措置については、平成17年度中に全国展開のための措置を講ずる予定となっています。

番号	821(801 - 1)
特定事業の名称	校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業
措置区分	告示
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準(平成15年文部科学省告示第41号)第一 一(2)及び(4)
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	私立大学等の設置認可に伴う学校法人の寄附行為(の変更)の認可にあたっては、校地・校舎は原則として負担附又は借用でないことを求めている。
特例措置の内容	地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、教育上又は研究上の特段のニーズがあり、かつ当該地域において校地・校舎を自己所有とすることが困難であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該ニーズに対応した教育又は研究を行う大学、大学の学部、学部の学科、大学院(独立大学院に限る。以下同じ。)、大学院の研究科、短期大学、短期大学の学科、高等専門学校又は高等専門学校の学科(以下「大学等」という。)の設置に伴う学校法人の寄附行為の認可(既存の学校法人の寄附行為の変更の認可を含む。)及び学校設置会社が当該ニーズに対応した教育を行う大学等を設置する場合の認可にあたっては、校地・校舎は、負担附又は借用であっても差し支えないこととする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	830
特定事業の名称	市町村教育委員会による特別免許状授与事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	教育職員免許法第5条第6項、第9条第2項、第10条第2項、第20条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・免許状の授与権者は都道府県教育委員会とされている。</li> <li>・特別免許状は授与権者の置かれる都道府県においてのみ効力を有する。</li> <li>・免許状の免許管理者は都道府県教育委員会とされている。</li> <li>・免許状に関して必要な事項は、教育職員免許法等のほか、都道府県教育委員会規則で定める。</li> </ul>
特例措置の内容	<p>1. 市町村の教育委員会が、構造改革特別区域法第12条第1項に規定する特別の事情、同法第13条第1項に規定する特別の需要、同法第17条第1項に規定する周辺の地域に比して教育上特に配慮が必要な事情その他当該市町村が設定する構造改革特別区域における教育上の特別の事情に対応するため、以下のからに掲げる者に特別免許状を授与する必要があると認める場合において、当該市町村が内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、教育職員免許法第5条第6項、第9条第2項、第10条第2項、第20条及び別表第3は、以下のとおりとする。</p> <p>構造改革特別区域法第12条第1項の規定により内閣総理大臣の認定を受けている市町村の長が学校教育法第4条第1項の規定による設置の認可を行った学校を設置する学校設置会社が、当該学校の教育職員に雇用しようとする者</p> <p>同法第13条第1項の規定により内閣総理大臣の認定を受けている市町村の長が学校教育法第4条第1項の規定による設置の認可を行った学校を設置する学校設置非営利法人が、当該学校の教育職員に雇用しようとする者</p> <p>同法第17条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により内閣総理大臣の認定を受けていることその他その設定する構造改革特別区域における教育上の特別の事情により、市町村がその給料その他の給与又は報酬等を負担して、当該市町村の教育委員会が教育職員に任命しようとする者</p> <p>第5条第6項 免許状は、都道府県の教育委員会(構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第19条第1項の規定による認定を受けた市町村の教育委員会が同項各号に掲げる者に授与する特別免許状(以下「特例特別免許状」という。)にあつては、当該市町村の教育委員会。以下「授与権者」という。)が授与する。</p>

第9条第2項 特別免許状(特例特別免許状を除く。)は、その免許状を授与した授与権者の置かれる都道府県においてのみ効力を有する。ただし、特例特別免許状は、その免許状を授与した授与権者の置かれる市町村においてのみ効力を有する。

第10条第2項 前項の規定により免許状が失効した者は、すみやかに、その免許状を免許管理者(当該免許状(特例特別免許状を除く。)を有する者が教育職員である場合にあつてはその者の勤務する学校の所在する都道府県の教育委員会、当該者が教育職員以外の者である場合にあつてはその者の住所地の都道府県の教育委員会をいい、当該免許状が特例特別免許状である場合にあつてはその免許状を授与した市町村の教育委員会をいう。以下同じ。)に返納しなければならない。

第20条 免許状に関し必要な事項は、この法律及びこの法律施行のために発する法令で定めるものを除くほか、都道府県の教育委員会規則(特例特別免許状にあつては、その免許状を授与した市町村の教育委員会規則)で定める。別表第3の規定中「特別免許状」から特例特別免許状を除く。

2. 本事業により読み替えて適用する教育職員免許法第5条第6項の規定により市町村の教育委員会が特別免許状を授与したときは、当該市町村の教育委員会は、遅滞なく、授与を受けた者の氏名及び職種並びに授与の目的、当該特別免許状に係る学校の種類及び教科その他文部科学省令で定める事項を当該市町村を包括する都道府県の教育委員会に通知しなければならない。

3. 構造改革特別区域法第9条第1項の規定により本事業の認定が取り消された場合であっても、本事業により読み替えて適用する教育職員免許法第5条第6項の規定により市町村の教育委員会が授与した特別免許状に係る授与権者及び免許管理者は、当該市町村の教育委員会とする。

同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	832
特定事業の名称	インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	大学通信教育設置基準第10条第2項 大学設置基準第36条第1項第2号及び第3号 大学院設置基準第19条、第24条第1項及び第29条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	大学通信教育設置基準第10条 2 前項の校舎等の施設の面積は、別表第二のとおりとする。(別表第二 = 略)  大学設置基準 第36条 大学は、その組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる施設を備えた校舎を有するものとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。 一 (略) 二 研究室、教室(講義室、演習室、実験・実習室等とする。) 三 図書館、医務室、学生自習室、学生控室 2～6 (略)  大学院設置基準 第19条 大学院には、当該大学院の教育研究に必要な講義室、研究室、実験・実習室、演習室等を備えるものとする。 第24条 独立大学院は、当該大学院の教育研究上の必要に応じた十分な規模の校舎等の施設を有するものとする。 2 (略) 第29条 通信教育を行う課程を置く大学院は、添削等による指導並びに印刷教材等の保管及び発送のための施設について、教育に支障のないようにするものとする。
特例措置の内容	1. 地方公共団体の設定する構造改革特別区域において、インターネット大学の設置を促進する必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該大学の教育研究に支障がないと認められる場合に限り、大学通信教育設置基準第10条第2項に規定する校舎等施設の面積によらずに、インターネット大学等を設置することができる。この特例によって設置されたインターネット大学が、当該大学の学部等を新たに設置し、又は収容定員を変更する場合も、同様とする。 2. 地方公共団体の設定する構造改革特別区域において、インターネット大学院大学の設置を促進する必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該大学の教育研究に支障がないと認められる場合に限り、大学設置基準第36条第1項第2号及び第3号並びに大学院設置基準第19条、第24条第1項及び第29条に規定する施設を備えなくても、インターネット大学院大学を設置することができる。この特例によって設置されたインターネット大学院大学が、当該大学の研究科等を新たに設置し、又は収容定員を変更する場合も、同様とする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	903
特定事業の名称	官民共同窓口の設置による職業紹介事業
措置区分	通達
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	職業安定法第5条の4、第51条、第51条の2
特例を講ずべき法令等の現行規定	官民の職業紹介機関に対し、求職者情報の目的外使用を禁止している。 官民の職業紹介事業に従事する者に対し、守秘義務等を規定している。
特例措置の内容	公共職業安定所と民間職業紹介所の間で求人・求職情報を相互に連絡・回付することは、求職者情報の目的外使用の禁止や守秘義務を定めた職業安定法第5条の4、第51条、第51条の2の規定に抵触するか否かが不明確であるが、地方公共団体の所有する又は借り上げた施設内において、公共職業安定所の出先窓口と民間職業紹介事務所の共同窓口が設置され、共同して職業紹介サービスを行う場合においては、その規定に抵触しないものであることを明確化する。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

\* この特例措置については、平成17年3月に全国展開される予定となっています。



番号	905
特定事業の名称	農業者研修教育施設の長による無料職業紹介事業
措置区分	法律
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	職業安定法第33条第1項
特例を講ずべき法令等の現行規定	無料の職業紹介事業を行おうとする者は、事業所ごとに、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。
特例措置の内容	<p>地方公共団体が、その設定する特区が農業及び農業に関連する産業に係る労働力の需要の動向に照らしてその需要供給の円滑な調整に資することが必要な地域に該当するものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該特区内に所在する当該地方公共団体の条例の規定により設置された教育施設であって、次の各号のいずれにも該当するもの(以下単に「教育施設」という。)の長は、当該認定の日以後は、職業安定法第33条第1項の規定にかかわらず、厚生労働大臣に届け出て、当該教育施設の学生又は当該教育施設を卒業した者(以下「学生等」という。)について、同項に規定する無料の職業紹介事業を行うことができる。</p> <p>1. 農業改良助長法第14条第1項第5号の事業の遂行のために設置する農業者研修教育施設であること。</p> <p>2. その教育施設の学生が、学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者であること。(なお、文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者とは、学校教育法施行規則第69条に規定する次のいずれかに該当する者をいう。(1)外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの(2)文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者(3)文部科学大臣の指定した者(4)大学入学資格検定期程により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者(5)学校教育法第56条第2項の規定により大学に入学した者であって、当該者をその後に入学者とする大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの(6)その他大学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者)</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

\* この特例措置については、平成16年度中に全国展開される予定となっています。

番号	910
特定事業の名称	病院等開設会社による病院等開設事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	医療法第7条第5項等
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	営利を目的として、病院、診療所を開設しようとする者に対しては開設の許可を与えないことができる。
特例措置の内容	<p>1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域の事情からみて、医療保険各法による療養の給付等に該当しないものであって、厚生労働大臣が定める指針（ 1 ）に適合する高度な医療（以下「高度医療」という。）の提供を促進することが特に必要と認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、株式会社から医療法第7条第1項の規定により当該構造改革特別区域内における当該認定に係る高度医療の提供を目的とする病院又は診療所の開設の許可の申請があった場合において、当該申請が次に掲げる要件のすべてに適合すると認めるときは、都道府県知事等は、同条第5項の規定にかかわらず、同条第1項の許可を与えるものとする。</p> <p>当該申請に係る高度医療の提供を行う病院又は診療所の構造設備及びその有する人員が、医療法の規定に基づく厚生労働省令で定める要件（ 2 ）に適合するものであること。</p> <p>前号に掲げるもののほか、当該申請に係る高度医療の提供を行う病院又は診療所の構造設備、その有する人員その他の事項が、当該申請に係る範囲の高度医療を提供するために必要なものとして厚生労働省令で定める基準（ 3 ）に適合するものであること。</p> <p>当該申請に係る高度医療の提供を行う病院又は診療所を営む事業に係る経理が、当該株式会社の営む他の事業に係る経理と区分して整理されるものであること。</p> <p>2. 1. の規定により医療法第7条第1項の許可を受けて病院又は診療所を開設する株式会社（以下「病院等開設会社」という。）が開設する病院又は診療所に関しては、医療法第69条第1項の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところ（ 4 ）により、許可に係る高度医療を提供している旨を広告することができる。</p> <p>3. 病院等開設会社が開設する病院又は診療所の管理者は、許可に係る高度医療以外の医療を提供してはならない。ただし、許可に係る高度医療を提供する上で必要があると認められる場合又は診療上やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。</p> <p>4. 厚生労働大臣は、病院等開設会社が開設する病院又は診療所については、健康保険法の規定にかかわらず、保険医療機関の指定又は特定承認保険医療機関の承認をしないものとする。</p> <p>5. 医療保険者は、病院等開設会社が開設する病院又は診療所については、健康保険法第63条第3項第2号の指定若しくは船員保険法第28条第5項第2号の指定をし、又は国家公務員共済組合法第55条第1項第2号の契約若しくは地方公務員等共済組合法第57条第1項第2号の契約を締結してはならない。</p> <p>1 平成15年6月27日に取りまとめられた「特区における株式会社の医療への参入に係る取扱いについて（成案）」の別添においてガイドラインとして示されている内容に基づき規定している。具体的には、高度な技術を用いて行う倫理上及び安全上問題がないと認められる医療であって、次のいずれかに該当するもの。</p> <p>特殊な放射性同位元素を用いて行う陽電子放射断層撮影装置等による画像診断</p> <p>脊髄損傷の患者に対する神経細胞の再生及び移植による再生医療</p> <p>肺がん及び先天性免疫不全症候群の患者に対する遺伝子治療</p> <p>高度な技術を用いて行う美容外科医療</p> <p>提供精子による体外受精</p> <p>その他これらの医療に類する医療</p> <p>2 具体的には、医療法（昭和23年法律第205号）第21条及び第23条の規定に基づき、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）で定める医師、歯科医師、看護師等の人員配置基準、各科専門の診察室等の施設基準、病室の床面積、階段、廊下等の幅、換気、採光等に関する構造設備基準等。</p>

3 具体的には、当該申請に係る範囲の高度な医療を適切に提供するために必要な設備の設置、当該申請に係る範囲の高度な医療に関し必要な専門的知識及び経験を有する医師等の人員の配置、患者に対する説明及び患者の同意に係る手順を記載した文書の作成、当該申請に係る範囲の高度な医療に係る技術に関する専門家によって構成される倫理審査委員会の設置等について、指針で定める高度な医療の具体的な類型ごとに規定している。

4 具体的には、医療法第69条第2項の規定に基づき医療法施行規則第42条の3に規定する広告の方法及び内容に関する基準( 提供する医療の内容が他の病院又は診療所と比較して優良である旨を広告してはならないこと、 提供する医療の内容に関して誇大な広告を行ってはならないこと。)に適合するとともにその内容が虚偽にわたらないことと規定している。

同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	927
特定事業の名称	市町村による狂犬病予防員任命事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	狂犬病予防法第3条、第6条、第21条及び第23条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	狂犬病予防員の任命、捕獲人の指定、犬の抑留に係る事務等は、都道府県知事等が行う。
特例措置の内容	<p>市町村が、その設定する構造改革特別区域における狂犬病予防法(以下「法」という。)第3条第1項に規定する狂犬病予防員の数が当該市町村の区域の範囲に比して少ないことから狂犬病の発生を予防するためには法第6条第1項から第3項まで、第7項及び第9項並びに第21条に規定する犬の抑留にかかる事務を当該市町村が自ら行う必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該市町村の長は、法第3条第1項、第6条及び第21条の規定にかかわらず、当該市町村の職員で獣医師であるものうちから狂犬病予防員を任命し、犬の抑留に係る事務を行わせることができる。</p> <p>この場合においては、法第23条の規定にかかわらず、市町村長が任命した狂犬病予防員が行う犬の抑留に係る事務に要する費用は、同条に規定する犬の所有者が負担する犬の抑留中の飼養管理費及びその返還に要する費用を除き、市町村の負担とするほか、狂犬病予防法施行規則第2条に規定する狂犬病予防員の証票、第14条に規定する狂犬病技術員(捕獲人)の証票及び第15条に規定する狂犬病予防員による犬の所有者への通知に関しても都道府県等と同様の措置が求められるものである。</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1002
特定事業の名称	地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第2条2項、市民農園整備促進法2条2項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	<p>1. 「特定農地貸付け」とは、地方公共団体又は農業協同組合が農地（農業協同組合にあっては、組合員の所有に係る農地に限る。）について行う賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定で、次に掲げる要件に該当するものをいう。（特定農地貸付法2条2項）</p> <p>(1) 10アール未満の農地に係る農地の貸付けで、相当数の者を対象として定型的な条件で行われるものであること。</p> <p>(2) 営利を目的としない農作物の栽培の用に供するための農地の貸付けであること。</p> <p>(3) 5年を超えない農地の貸付けであること。</p> <p>2. 「市民農園」とは、主として都市の住民の利用に供される農地で、特定農地貸付法2条2項に規定する特定農地貸付けの用に供される農地、相当数の者を対象として定型的な条件でレクリエーションその他営利以外の目的で継続して行われる農作業の用に供される農地及び附帯して設置される市民農園施設の総体をいう。（市民農園整備促進法2条2項）</p>
特例措置の内容	<p>地方公共団体が、その設定する特区内に現に耕作の目的に供されず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地その他効率的な利用を図る必要がある農地が相当程度存在するものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以降は、特定事業の実施主体である地方公共団体及び農業協同組合以外の者が次に掲げる農地について行う賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定で、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（以下「特定農地貸付法」という。）第2条第2項各号に掲げる要件に該当するものについては、これを同項に規定する特定農地貸付けとみなして、特定農地貸付法及び市民農園整備促進法の規定を適用する。</p> <p>なお、上記に掲げる「相当程度」存在するとは、農地の遊休化が深刻で、市民農園の開設により農地の有効活用を図ることが必要であると認められることを指すものであるが、具体的には、地域の農地の利用状況、担い手の状況等を踏まえ、地方公共団体において判断することとする。</p>

	<p>1. 特定事業の実施主体の所有に係る農地(当該実施主体が当該農地に係る特定農地貸付法第3条第3項の承認が取り消された 後において当該農地の適切な利用を確保するための方法その他当該農地に係る特定事業の実施に当たって合意しておくべきものとして次の事項を内容とする事業実施協定(以下第2号において「特定事業実施協定」という。)を認定を受けた地方公共団体と締結しているものに限る。)</p> <p>(1) 特定農地貸付けを行う農地(以下「特定貸付農地」という)の適切な管理・運営を確保するために必要な事項</p> <p>(2) 特定貸付農地の利用が周辺地域に支障を及ぼさないことを確保するために必要な事項</p> <p>(3) 特定農地貸付けを中止し、又は廃止する場合において、特定貸付農地の適切な利用等を確保するために必要な事項</p> <p>(4) 特定事業の実施主体が、認定(変更を含む)された地方公共団体に対して行う事業実施協定の実施の状況についての報告に関する事項</p> <p>(5) 事業実施協定に違反した場合の措置に関する事項</p> <p>(6) その他認定を受けた地方公共団体が必要と認める事項</p> <p>2. 特定事業の実施主体が地方公共団体又は農地保有合理化法人から特定事業の用に供すべきものとして使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けている農地(当該実施主体が特定事業実施協定を認定を受けた地方公共団体及び特定事業対象農地貸付けを行う地方公共団体又は農地保有合理化法人と締結しているものに限る。)</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

\* この特例措置については、平成16年度中に全国展開のための措置を講ずる予定となっております。

番号	1007
特定事業の名称	特定漁港施設運営高度化推進事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	漁港漁場整備法第37条第1項 国有財産法第18条第1項 地方自治法第238条の4第1項 民法第604条 借地借家法第3条及び第4条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	<p>漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)(抜粋)</p> <p>第37条 漁港施設の所有者又は占有者は、漁港管理者の許可を受けなければ、当該施設の形質若しくは所在の場所の変更、譲渡、賃貸又は収去その他の処分をしてはならない。ただし、特定漁港漁場整備事業計画又は漁港管理規程によつてする場合は、この限りでない。</p> <p>国有財産法(昭和23年法律第73号)(抜粋)</p> <p>第18条 行政財産は、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、信託し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定することができない。ただし、行政財産である土地について、その用途又は目的を妨げない限度において、国が地方公共団体若しくは政令で定める法人と一棟の建物を区分して所有するためこれらの者に当該土地を貸し付け、又は地方公共団体若しくは政令で定める法人がその経営する鉄道、道路その他政令で定める施設の用に供する場合においてこれらの者のために当該土地に地上権を設定するときは、この限りでない。</p> <p>地方自治法(昭和22年法律第67号)(抜粋)</p> <p>第238条の4 行政財産は、次項に定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。</p> <p>民法(明治29年法律第89号)(抜粋)</p> <p>第604条 賃貸借ノ存続期間ハ二十年ヲ超ユルコトヲ得ス若シ之ヨリ長キ期間ヲ以テ賃貸借ヲ為シタルトキハ其期間ハ之ヲ二十年ニ短縮ス</p> <p>借地借家法(平成3年法律第90号)(抜粋)</p> <p>第3条 借地権の存続期間は、30年とする。ただし、契約でこれより長い期間を定めたときは、その期間とする。</p> <p>第4条 当事者が借地契約を更新する場合においては、その期間は、更新の日から10年(借地権の設定後の最初の更新にあっては、20年)とする。ただし、当事者がこれより長い期間を定めたときは、その期間とする。</p>

<p>特例措置の内容</p>	<p>1. 地方公共団体が、その設定する特区内の漁港（漁港漁場整備法第2条に規定する漁港であって、その取り扱う水産物の数量が一定数量以上であるものに限る。以下同じ。）において、特定漁港施設（漁獲物の処理、保蔵及び加工の用に供する施設、係留施設、輸送施設等をいう。）の運営を行う事業で当該漁港における水産物に係る衛生管理の方法の改善等の特定漁港施設の機能の高度化に資するもの（以下「特定漁港施設運営高度化推進事業」という。）のうち、当該漁港の漁港管理者（同法第25条第1項又は第2項の規定により決定された地方公共団体をいう。以下同じ。）により当該特定漁港施設運営高度化推進事業を実施するために必要な資力及び信用を有すること並びに水産物の流通の高度化に関する知識及び技術を有することという基準に適合すると認められた者（以下「事業者」という。）が実施するものを促進する必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以降は、国又は地方公共団体（これらの者の委託を受けて当該特定漁港施設の管理を行う漁港管理者を含む。以下同じ。）は、国有財産法第18条第1項又は地方自治法第238条の4第1項の規定にかかわらず、当該事業者が実施する特定漁港施設運営高度化推進事業の用に供するため、行政財産（国有財産法第3条第2項又は地方自治法第238条第3項に規定する行政財産をいう。）である特定漁港施設を当該事業者に貸し付けることができる。</p> <p>2. 上記1の規定による貸付けについては、民法第604条並びに借地借家法第3条及び第4条の規定は、適用しない。</p> <p>3. 国有財産法第21条及び第23条から第25条まで並びに地方自治法第238条の5第3項から第5項までの規定は、上記1の規定による貸付けについて準用する。</p> <p>4. 上記1の規定により国又は地方公共団体が行政財産である特定漁港施設を事業者に貸し付ける場合における漁港漁場整備法第37条第1項の規定の適用については、同項中「又は漁港管理規程によってする場合」とあるのは、「若しくは漁港管理規程によってする場合又は構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第4条第8項の規定により認定（同法第6条第1項の規定による変更の認定を含む。）を受けた場合」とする。</p> <p>5. 漁港管理者は、特定施設を貸し付ける者が上記1の基準に適合すると認めるに当たっては、公告、縦覧、意見書の提出等公正な手続に従って行われることを確保するために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>6. 上記5に定めるもののほか、漁港管理者は、特定漁港施設の貸付けを受けることとなった事業者の氏名又は名称、事業の概要、事業者の選定経緯等を公表しなければならない。また、国又は地方公共団体は、特定漁港施設貸付契約において、契約解除条項、報告徴収等に関する条項等を規定しなければならない。</p>
<p>同意の要件</p>	<p>法第21条で定める所要の手続に則っていること。</p>
<p>特例措置に伴い必要となる手続き</p>	<p>特になし</p>



番号	1102
特定事業の名称	中心市街地における商業の活性化事業
措置区分	法律、省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	大規模小売店舗立地法第5条第4項、第6条第4項、第8条、第9条 大規模小売店舗立地法施行規則第4条第1項第4号から第12号
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による届出に係る大規模小売店舗の新設又は同法第6条第1項若しくは第2項の規定による届出（同法附則第5条第4項の規定により同法第6条第2項の規定による届出とみなされる同法附則第5条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出を含む。）に係る同法第5条第1項各号に掲げる事項の変更の実施制限、関係者からの意見聴取、都道府県等意見の表明、勧告・公表手続き及び上記届出への書類添付。
特例措置の内容	<p>1．都道府県（地方自治法第252条の19第1項の指定都市を含む。以下同じ。）が、その設定する特区が中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第7条第1項に規定する特定中心市街地の区域のうち大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗の迅速な立地を促進することにより商業の活性化を図ることが特に必要な区域であるものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による届出に係る大規模小売店舗の新設又は同法第6条第1項若しくは第2項の規定による届出（同法附則第5条第4項の規定により同法第6条第2項の規定による届出とみなされる同法附則第5条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出を含む。）に係る同法第5条第1項各号に掲げる事項の変更については、同法第5条第4項、第6条第4項、第8条及び第9条の規定を、適用しないこととする。</p> <p>また、上記の届出には、施行規則第4条第1項第4号から第12号に掲げる書類の添付を不要とする。</p> <p>2．市町村は、必要があると認めるときは、都道府県に対し、特区に係る構造改革特別区域計画の案の内容となるべき事項を申し出ることができる。</p> <p>3．都道府県は、特区に係る構造改革特別区域計画の案を作成しようとするときは、当該特区の存する市町村と協議しなければならない。</p> <p>4．都道府県は、特区に係る構造改革特別区域計画の案を作成するに際し、必要に応じ、居住者、事業者、商工会議所又は商工会等の団体その他の者からの意見聴取を行うものとする。例えば公聴会の開催が考えられる。</p> <p>5．都道府県は、特区に係る構造改革特別区域計画についての認定を申請しようとするときは、あらかじめ、都道府県の公報その他の都道府県が適切と認める方法により、当該構造改革特別区域計画の案を公告し、当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならない。</p> <p>6．構造改革特別区域計画の案の公告があったときは、居住者、事業者、商工会議所又は商工会等の団体その他の者は、縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された特区に係る構造改革特別区域計画の案について、都道府県に意見を提出することができる。</p>
同意の要件	法第35条で定める所定の手続きに則っていること。
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1103(1122)
特定事業の名称	資本関係等によらない密接な関係による電力の特定供給事業
措置区分	省令・通知
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	電気事業法施行規則第21条 電気事業法に基づく通商産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成12年3月21日 平成12・03・16資第1号）
特例を講ずべき法令等の現行規定	特定供給制度を活用して電気を供給する場合には、両者に生産工程、資本関係、人的関係等の密接な関係を要する。特定供給許可の標準処理期間は2週となっている。
特例措置の内容	<p>地方公共団体が次の1.のいずれかの関係に該当する電力の供給者と需要家について、需要家保護措置を要しないものであることを確保するため、供給者と需要家との三者間において次の2.に掲げる内容を盛り込んだ協定を締結する（供給者と需要家が組合を設立する場合にあっては、当該組合の定款を地方公共団体が確認の上、協定を締結する）こととし、締結しようとする当該協定の内容を構造改革特別区域計画に記載し、内閣総理大臣の認定を受けたときは、当該協定を締結した供給者は、供給者と需要家との間における生産工程、資本関係、人的関係等に関わらず、電気事業法第17条第2項第1号に規定する特定供給の許可を受けられるものとする。</p> <p>この場合、本許可の審査期間を3日（標準処理期間5日）以内とする。</p> <p>1. 供給者と需要家との関係</p> <p>（1）取引等を通じて実態として同一企業グループとみなしうる関係を有し、その関係が今後も長期間にわたり継続することが見込まれること。</p> <p>（2）共同して組合を設立し、当該組合が発電設備施設の保有又は維持管理を行う場合であって、その関係が今後も長期間にわたり継続することが見込まれること。</p> <p>2. 協定に盛り込むべき内容</p> <p>（1）電気供給予定者が電気の供給を開始しようとする際、電気料金、配線工事の費用の負担等において、特定者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。</p> <p>（2）供給予定者が電気を供給する相手方の利益を阻害しないこと。</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

\* この特例措置については、平成17年3月に全国展開される予定となっています。

番号	1104
特定事業の名称	一般用電気工作物への位置付けによる家庭用燃料電池発電設備導入事業
措置区分	省令
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	電気事業法第38条第1項第3号に基づく経済産業省令
特例を講ずべき法令等の現行規定	電気事業法第38条にて一般用電気工作物の定義が規定されているが、燃料電池発電設備はその対象となっていない。
特例措置の内容	<p>地方公共団体が構造改革特別区域計画に次の1.の事項を定め、内閣総理大臣の認定を受けたときは、次の2.に定める条件を満たす燃料電池発電設備（ただし、非常用予備電源を得る目的で施設するものを除く。）を、一般用電気工作物に位置付ける。</p> <p>1. 構造改革特別区域計画に定める事項</p> <p>(1) 「電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（通商産業省令第52号）第1条の表中、上欄に掲げる第三種電気主任技術者免状に依りて規定される中欄に掲げる学歴又は資格及び下欄に掲げる実務の経験」に相当する学歴又は資格及び実務の経験を有する者により、工事、維持及び運用に関する保安の監督がなされること。</p> <p>(2) 保安上必要な措置として、電気事業法施行規則第50条第1項第1号、第3号、第4号、第6号及び第7号に示される事項に相当する事項が定められること。</p> <p>2. 条件</p> <p>(1) 電気事業法施行規則第48条第3項で定める電圧以下の電気の発電用の電気工作物であって、その発電に係る電気を電気事業法施行規則第48条第2項に定める電圧以下の電圧で他の者がその構内において受電するための電線路以外の電線路によりその構内以外の場所にある電気工作物と電氣的に接続されていないこと。</p> <p>(2) 固体高分子形であること。</p> <p>(3) 出力10キロワット未満であること。ただし、同一の構内（これに準ずる区域を含む。）に設置する電気事業法施行規則第48条第4項各号に定める設備と電氣的に接続され、それらの設備の出力の合計が20キロワット以上となるものを除く。</p>
同意の要件	地方公共団体が提出した構造改革特別区域計画により、上記「特例措置の内容」に記載されている1.の事項の内容が確認されること。
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

\* この特例措置については、平成17年3月に全国展開される予定となっています。

番号	1107
特定事業の名称	ジメチルエーテル試験研究施設の変更工事手続簡素化事業
措置区分	省令
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	一般高圧ガス保安規則第15条、第17条 コンビナート等保安規則第14条
特例を講ずべき法令等の現行規定	高圧ガス製造施設の変更工事の内容に応じて、都道府県知事に許可申請又は届出を行うこととなっている。
特例措置の内容	ジメチルエーテル(以下「DME」という。)の試験研究施設として地方公共団体が認めたものについては、当該施設における処理能力の変更を伴わない構造変更を、高圧ガス保安法第14条第1項及び第4項のただし書の経済産業省令で定める軽微な変更工事として取り扱い、同条第1項に基づく許可申請については届出に、同条第4項に基づく届出については不要とする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

\* この特例措置については、平成17年3月に全国展開される予定となっています。

番号	1119
特定事業の名称	高圧ガス設備の開放検査期間変更事業
措置区分	省令
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	液化石油ガス保安規則別表第3第1項第17号ただし書 一般高圧ガス保安規則別表第3第1項第11号ただし書 コンビナート等保安規則別表第4第1項第18号ただし書 (製造細目告示第16条)
特例を講ずべき法令等の現行規定	保安検査においては、耐圧試験又は開放検査を行わなければならない。開放検査はその期間が定められている。
特例措置の内容	地方公共団体が内閣総理大臣に構造改革特別区域計画の認定を申請する際に、当該地方公共団体により安全性が確保されると認められた次の(1)から(3)の内容について、当該地方公共団体から提出され、当該内容につき経済産業大臣が専門家等の意見聴取を行うことなどにより、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるものとして認定に同意した場合には、当該地方公共団体が当該内容に基づく措置を講じることをもって、当該特区内に設置される高圧ガス設備の開放検査期間については、当該特区内において実施しようとする下記(3)に記載した開放検査期間とすることができる。  (1) 当該高圧ガス設備の仕様(ガス種、材料等) (2) 開放検査期間の延長が可能であると判断できる当該設備の機能維持状況に関する実証実験によるデータや文献 (3) 具体的な開放検査期間(保安検査期間については、製造細目告示第16条に規定する保安検査期間を参考にされたい。)
同意の要件	上記「特例措置の内容」の欄に記載されている地方公共団体からの提出事項(1)～(3)の内容について、専門家等からの意見聴取を行うことなどにより、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確認されること。
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

\* この特例措置については、平成17年3月に全国展開される予定となっています。

番号	1120
特定事業の名称	石油コンビナート等特別防災区域内事業所の多様な安全確保措置による施設配置等事業
措置区分	省令
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令第10条、第11条、第12条
特例を講ずべき法令等の現行規定	<p>1. レイアウト省令第10条（施設地区の配置の基準）では、製造施設地区は、その面積が1,000平方メートルを超え7,000平方メートル以下である場合にあってはその外周から内側3メートル以内の部分に施設又は設備を設置しないこと等</p> <p>2. レイアウト省令第11条（特定通路の幅員）では、施設地区の区分及び面積に応じて6、8、10、12メートルの特定通路を配置すること等</p> <p>3. レイアウト省令第12条（通路の配置及び形状の基準）では、特定通路の上空を横断する連絡導管等は、特定通路の地盤面から4メートル以上の間隔を有すること等</p>
特例措置の内容	レイアウト省令第10条から第12条の規定によって担保される安全性と同等の安全性を担保する代替措置が講ぜられているものとして、総務大臣及び経済産業大臣の同意を得て、構造改革特別区域計画が認定された場合には、当該各条の規定を適用しないこととする。
同意の要件	代替措置について、提出された実験データや文献等によって、個々の事業所のレイアウト状況等を踏まえた総合的な安全性が検証され、レイアウト省令第10条から第12条の規定によって担保される安全性と同等の安全性が確認されること。
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

\* この特例措置については、平成17年3月に全国展開される予定となっています。

番号	1133・1134
特定事業の名称	温泉鉱山における保安技術職員（係員）の外部委託・兼務事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	鉱山保安規則第17条第1項、第4項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	鉱業権者は石油鉱山において、鉱場保安係員及び設置した設備に応じた機械保安係員、電気保安係員、鉱害保安係員を選任しなければならない。鉱業権者は係員を2以上の鉱山の係員又は3以上の係員を兼務させてはならない。
特例措置の内容	地方公共団体が、公共の安全を確保することに支障を生じないものとして、構造改革特別区域において、温泉鉱山（温泉法第2条第1項に規定する温泉のゆう出路から掘採された可燃性天然ガスを目的とする鉱業を行う鉱山をいう。）の鉱業権者（鉱山保安法第2条第1項に規定する鉱業権者をいう。）が当該温泉鉱山以外において鉱山保安規則第17条第1項各号に規定する係員を選任する必要があると認めて、構造改革特別区域法第4条に基づき内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定に係る温泉鉱山の鉱業権者は、同項の規定にかかわらず、当該認定に係る温泉鉱山以外において同項各号に規定する係員を選任することができる。この場合において、当該係員を選任している鉱山の鉱業権者は、同条第4項の規定にかかわらず、当該係員に2以上の鉱山の係員又は3以上の係員を兼ねさせることができる。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

\* この特例措置については、平成17年4月1日に全国展開される予定となっています。

番号	1135-1
特定事業の名称	温泉鉱山における防爆型でない電気施設設置事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	鉱山保安規則第326条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	引火による火災若しくは爆発のおそれが多い施設又はその施設から8メートル以内に電動機、照明等の電気施設を設けるときは、防爆型の機器を使用しなければならない。
特例措置の内容	<p>地方公共団体が内閣総理大臣に構造改革特別区域計画の認定を申請する際に、当該地方公共団体が公共の安全を確保することに支障を生じないものとして、構造改革特別区域内の温泉鉱山の鉱業権者が引火による火災若しくは爆発のおそれが多い施設又はその施設から8メートル以内に電気施設を設置する必要があると認めて、構造改革特別区域計画に次の(1)から(4)の事項を記載し、当該内容につき経済産業大臣が現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるものとして認定に同意した場合には、当該温泉鉱山の鉱業権者が当該事項に基づく措置を講じることをもって、当該特区内に設置する電気施設については、防爆型でないものを設置することができる。</p> <p>(1) 設置される当該電気施設の仕様(型式、用途、能力)</p> <p>(2) 具体的な電気施設の設置の仕方</p> <p>(3) 例えば、ガス遮断施設を設け当該電気施設が点火源とならない保安確保策</p> <p>(4) (3)に記載した保安確保策が有効であることを立証する実証実験によるデータや文献</p>
同意の要件	上記「特例措置の内容」の欄に記載されている地方公共団体からの提出事項(1)から(4)について、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確認されること。
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

\* この特例措置については、平成17年4月1日に全国展開される予定となっています。



番号	1135-2
特定事業の名称	温泉鉱山における施設設置制限緩和事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	鉱山保安規則第563条第1項、第3項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	可燃性天然ガスが噴出し、又は噴出するおそれが多い坑井等から、住宅、学校、病院等の施設に対しては規定された距離を確保しなければならない。
特例措置の内容	<p>地方公共団体が内閣総理大臣に構造改革特別区域計画の認定を申請する際に、当該地方公共団体が公共の安全を確保することに支障を生じないものとして、構造改革特別区域内の温泉鉱山の鉱業権者が可燃性天然ガスが噴出し、又は噴出するおそれが多い坑井の坑口、鉱山保安規則第83条第31号及び第33号から第35号までに規定する施設（以下、「施設」という。）並びに同規則第563条第3項に規定する室を同条第1項に基づく告示で定める施設に対して告示で定める距離以内に設置する必要があると認めて、構造改革特別区域計画に次の（1）から（4）の事項を記載し、当該内容につき経済産業大臣が現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるものとして認定に同意した場合には、当該温泉鉱山の鉱業権者が当該事項に基づく措置を講ずることをもって、当該認定に係る施設については、現行規定による距離以内に設置することができる。</p> <p>（1）設置される当該坑井の坑口に係る坑口装置、施設及び室の仕様（種類、能力）</p> <p>（2）具体的な坑井の坑口に係る坑口装置の位置、施設及び室の設置の仕方</p> <p>（3）例えば、地形の状況により、保安物件に対して危険のおそれがないとき、又は、障壁を設ける等により、距離を緩和しても保安物件が点火源とならず、かつ、災害発生時に被害が及ばないようにする保安確保策</p> <p>（4）（3）に記載した保安確保策が有効であることを立証する実証実験によるデータや文献</p>
同意の要件	上記「特例措置の内容」の欄に記載されている地方公共団体からの提出事項（1）から（4）について、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確認されること。
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

\* この特例措置については、平成17年4月1日に全国展開される予定となっています。

番号	1135-3
特定事業の名称	温泉鉱山における高圧ガス設備等の設置制限緩和事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	鉱山保安規則第563条第2項、第3項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	石油鉱山において、高圧ガス設備若しくは高圧ガス貯蔵所、ガソリンプラント等を新たに設置する場合には、延面積1,000平方メートル以上の人を収容する建築物から100メートル以上の距離を確保しなければならない。
特例措置の内容	<p>地方公共団体が内閣総理大臣に構造改革特別区域計画の認定を申請する際に、当該地方公共団体が公共の安全を確保することに支障を生じないものとして、構造改革特別区域内の温泉鉱山の鉱業権者が可燃性ガスに係る高圧ガス設備若しくは高圧ガス貯蔵所、ガソリンプラント（以下、「施設」という。）並びに同規則第563条第3項に規定する室を、延面積1,000平方メートル以上の人を収容する建築物（鉱業用建築物を除く。）から100メートル以内に新たに設置する必要があると認め、構造改革特別区域計画に次の（1）から（4）の事項を記載し、当該内容につき経済産業大臣が現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるものとして認定に同意した場合には、当該温泉鉱山の鉱業権者が当該事項に基づく措置を講ずることをもって、当該認定に係る施設及び室については、現行規定による距離以内に設置することができる。</p> <p>（1）設置される当該施設及び室の仕様（種類、能力）  （2）具体的な施設及び室の設置の仕方  （3）例えば、地形の状況により、保安物件に対して危険のおそれがないとき、又は、障壁を設ける等により、距離を緩和しても保安物件が点火源とならず、かつ、災害発生時に被害が及ばないようにする保安確保策  （4）（3）に記載した保安確保策が有効であることを立証する実証実験によるデータや文献</p>
同意の要件	上記「特例措置の内容」の欄に記載されている地方公共団体からの提出事項（1）から（4）について、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確認されること。
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

\* この特例措置については、平成17年4月1日に全国展開される予定となっています。

番号	1201
特定事業の名称	公有水面埋立地の用途変更等の柔軟化事業
措置区分	通達
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	なし
特例を講ずべき法令等の現行規定	公有水面埋立法第29条第2項及び第27条第2項の許可基準の一つである「已むことを得ざる事由あること」については、これまで、用途変更の場合には、「埋立を行った者自らの原因ではなく、社会・経済状況の変化による外部的要因による場合」、権利の移転・設定の場合には、「会社の経営不振により継続的な土地利用が困難と認められる場合」等に限定するなど、極めて厳格に運用している。 また、大臣協議の処理期間については、受理から通知まで約1月を要している。
特例措置の内容	地方公共団体が早期に埋立地の有効利用を行うことにより臨海部の活性化を図る必要があると認めて、構造改革特別区域計画を申請し、認定された場合には、公有水面埋立法第27条第2項及び第29条第2項の許可の基準である「已むことを得ざる事由あること」に該当することとする。 また、大臣協議の処理期間については、受理から通知まで2週間(土日祝祭日を除く。)とする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

\* この特例措置については、平成17年1月に全国展開される予定となっています。

番号	1203
特定事業の名称	特定埠頭運営効率化推進事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	港湾法第54条第1項、第55条第1項 北海道開発のためにする港湾工事に関する法律第4条第2項、第5条第1項 沖縄振興特別措置法第108条第6項、第8項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	<p>港湾法(昭和25年法律第218号)(抜粋)</p> <p>第54条 前条に規定する場合の外、第52条に規定する港湾工事によつて生じた港湾施設(港湾の管理運営に必要な土地を含む。)は、国土交通大臣(国有財産法(昭和23年法律第73号)第3条の規定による普通財産については財務大臣)において港湾管理者に貸し付け、又は管理を委託しなければならない。</p> <p>第55条 港湾管理者が設立されたときは、その時において国の所有又は管理に属する港湾施設で、一般公衆の利用に供するため必要なもの(航行補助施設を除く。)は、港湾管理者に譲渡し、貸し付け、又は管理を委託しなければならない。</p> <p>北海道開発のためにする港湾工事に関する法律(昭和26年法律第73号)(抜粋)</p> <p>第4条 2 前条第1項に規定する港湾工事によつて生じた土地又は工作物(前項の規定により譲渡するものを除く。)のうち、公用のため国において必要なものを除き、港湾施設となるべきもの及び港湾の管理運営に必要なものは、これを港湾管理者に管理を委託しなければならない。</p> <p>第5条 港湾管理者が設立された時において国の所有又は管理に属する港湾施設(航行補助施設を除く。)は、公用のため国において必要なものを除き、これを港湾管理者に譲渡し、又は管理を委託しなければならない。</p> <p>沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)(抜粋)</p> <p>第108条 6 第1項に規定する港湾工事によつて生じた土地又は工作物(公用に供するため国が必要とするもの及び前項の規定により譲渡するものを除く。)のうち、港湾施設となるべきもの及び港湾の管理運営に必要なものは、港湾管理者に管理を委託しなければならない。 8 港湾管理者が設立された時において国の所有又は管理に属する港湾施設(航行補助施設及び公用に供するため国が必要とするものを除く。)は、港湾管理者に譲渡し、又は管理を委託しなければならない。</p>

<p>特例措置の内容</p>	<p>1. 地方公共団体が、その設定する特区内の港湾(港湾法第2条第2項に規定する重要港湾に限る。以下同じ。)において、特定埠頭(同一の者により一体的に運営される岸壁その他の係留施設及びこれに附帯する荷さばき施設、臨港交通施設、旅客施設、保管施設、港湾管理施設等をいう。以下同じ。)の運営を行う事業で当該港湾の効率的な運営に特に資するもの(コンテナ船により運送されるコンテナ貨物、ロールオン・ロールオフ船により運送される貨物又は自動車航送船であるものにより運送される車両若しくは旅客を取り扱う特定埠頭を運営する事業。以下「特定埠頭運営効率化推進事業」という。)のうち、当該港湾の港湾管理者(同法第2条第1項に規定する港湾管理者をいう。以下同じ。)が当該港湾の港湾計画(同法第3条の3第1項に規定する港湾計画をいう。)に適合すること、当該港湾の効率的な運営に特に資するものであると認められること、適正かつ確実に遂行するために適切なものであること、必要な経済的基礎を有すること等の要件に該当するものと認められた者(以下「事業者」という。)が実施するものを促進する必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該港湾管理者は、国有財産法第18条第1項又は地方自治法第238条の4第1項の規定にかかわらず、当該事業者が実施する特定埠頭運営効率化推進事業の用に供するため、行政財産(国有財産法第3条第2項又は地方自治法第238条第3項に規定する行政財産をいう。)である特定埠頭を当該事業者に貸し付けることができる。</p> <p>2. 上記1の規定による貸付けについては、民法第604条並びに借地借家法第3条及び第4条の規定は、適用しない。</p> <p>3. 国有財産法第21条、第23条及び第24条並びに地方自治法第238条の2第2項及び第238条の5第3項から第5項までの規定は、上記1の規定による貸付けについて準用する。</p> <p>4. 上記1の規定により港湾管理者が行政財産である特定埠頭を事業者に貸し付ける場合における港湾法第46条第1項の「港湾管理者は、その工事の費用を国が負担し又は補助した港湾施設を譲渡し、担保に供し、又は貸し付けようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。但し、国が負担し、若しくは補助した金額に相当する金額を国に返還した場合、又は貸付を受けた者が、その物を一般公衆の利用に供し、且つ、その貸付が3年の期間内である場合はこの限りでない。」の規定の適用については、同項中「、又は貸付を受けた者が、その物を一般公衆の利用に供し、且つ、その貸付が3年の期間内である場合」とあるのは、「、貸付けを受けた者が、その物を一般公衆の利用に供し、かつ、その貸付けが3年の期間内である場合、又は法第4条第8項の規定により認定(法第6条第1項の規定による変更の認定を含む。)を受けた場合」とする。</p> <p>5. 港湾管理者は、特定埠頭を貸し付ける者が上記1の要件に該当するものと認めるに当たっては、公告、縦覧、意見書の提出等公正な手続に従って行われることを確保するために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>6. 上記5に定めるもののほか、港湾管理者は、特定埠頭の貸付けに当たり、特定埠頭の貸付けを受けることとなった事業者の氏名又は名称、事業の概要、事業者の選定経緯等を公表するとともに、特定埠頭貸付契約において、契約解除条項、港湾管理者による報告徴収等に関する条項等を規定しなければならない。</p>
<p>同意の要件</p>	<p>法第22条で定める所定の手続に則っていること。</p>
<p>特例措置に伴い必要となる手続き</p>	<p>特になし</p>

番号	1204
特定事業の名称	自動車の回送運行時における仮ナンバー表示の柔軟化事業
措置区分	省令
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	道路運送車両法施行規則第26条の3、第26条の5、第26条の6
特例を講ずべき法令等の現行規定	回送運行許可番号標及びこれに記載された番号の表示は、自動車の運行中回送運行許可番号標に記載された番号が判読できるように、回送運行許可番号標を自動車の前面及び後面の見やすい位置に確実に取り付けることによる。
特例措置の内容	当該区域が、国際自動車専用船が発着する埠頭を含み、かつ、法第4条第2項の構造改革特別区域計画に定めた当該特例を適用する運行区間が、その道路や通行車両の状況、周辺環境から主として自動車専用船から陸揚げされた自動車の駐車場、整備工場、その他関係施設への回送又は自動車専用船に積み込む自動車の回送の用に供されていると地方公共団体が認め、特区として認定された後、道路運送車両法第36条の2に基づく回送運行許可事業者に対し、当該区間に限り使用できる回送運行許可番号標を別途定め、その使用を認める。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

\* この特例措置については、平成17年3月に全国展開される予定となっています。

番号	1209
特定事業の名称	屋外広告物条例に違反した屋外広告物の除却による美観風致維持事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	屋外広告物法第7条第4項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	都道府県知事は、屋外広告物法第3条から第6条までの規定に基づく条例に違反した広告物がはり札(ベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものに紙をはり、容易に取りはずすことができる状態で工作物等に取りつけられているものに限る。以下同じ。)又は立看板(木わくに紙張り若しくは布張りをし、又はベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものに紙をはり、容易に取りはずすことができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられているものに限る。以下同じ。)であるときは、その違反に係るはり札又は立看板をみずから除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に除却させることができる。ただし、そのはり札又は立看板が表示されてから相当の期間を経過し、かつ、管理されずに放置されていることが明らかなものであつて、条例で定める適用除外例に明らかに該当しないと認められるにかかわらず、表示することを禁止された場所に表示されているとき、条例で定める行政庁の許可を受けるべき場合に明らかに該当すると認められるにかかわらず、その許可を受けないで表示されているとき、その他そのはり札又は立看板が屋外広告物法第3条から第6条までの規定に基づく条例に明らかに違反して表示されていると認められるときに限る。

<p>特例措置の内容</p>	<p>1. 都道府県が、その設定する構造改革特別区域の全部又は相当部分が屋外広告物法第4条第1項第1号又は第2号に掲げる地域又は場所である場合における当該構造改革特別区域について、同法第3条から第6条までの規定に基づく条例(以下「屋外広告物条例」という。)に違反した屋外広告物(同法第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。以下同じ。)の表示の状況又は屋外広告物条例に違反した屋外広告物を掲出する物件の設置の状況その他の事情に照らし、美観風致を維持するために特に必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、同法第7条第4項ただし書中「表示されてから相当の期間を経過し、かつ、管理されずに」とあるのは、「管理されずに」とする。この場合において、同法第12条及び第13条中「この法律」とあるのは「構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第18条第1項の規定により読み替えて適用するこの法律」と、同法第15条中「この法律及び」とあるのは「構造改革特別区域法第18条第1項の規定により読み替えて適用するこの法律及び」とする。</p> <p>2. 上記1の規定による認定の日以後は、都道府県知事は、屋外広告物法第7条第2項から第4項まで及び上記1の規定によるもののほか、屋外広告物条例に違反した屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件が、容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているはり札その他これに類する屋外広告物(同法第7条第4項に規定するはり札を除く。以下「はり札類」という。)、容易に移動させることができる状態で立てられ、若しくは容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗(これを支える台を含む。以下「広告旗」という。)又は容易に移動させることができる状態で立てられ、若しくは工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する屋外広告物若しくは屋外広告物を掲出する物件(これらを支える台を含み、同項に規定する立看板を除く。以下「立看板類」という。)であるときは、その違反に係るはり札類、広告旗又は立看板類を自ら除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に除却させることができる。ただし、そのはり札類、広告旗又は立看板類が、管理されずに放置されていることが明らかであって、屋外広告物条例で定める適用除外例に明らかに該当しないと認められるにもかかわらず禁止された場所に表示され、又は設置されているとき、屋外広告物条例で定める行政庁の許可を受けなければならない場合に明らかに該当すると認められるにもかかわらずその許可を受けないで表示され、又は設置されているとき、その他屋外広告物条例に明らかに違反して表示され、又は設置されていると認められるときに限る。</p> <p>3. 屋外広告物法第12条及び第15条の規定は上記2の場合について、同法第13条の規定は上記1及び2の場合について準用する。</p>
<p>同意の要件</p>	<p>特になし</p>
<p>特例措置に伴い必要となる手続き</p>	<p>特になし</p>

\*この特例措置については、平成16年12月に全国展開される予定となっています。



番号	1303
特定事業の名称	有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業
措置区分	通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」(平成14年環境省告示第86号))
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	現行の「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」に基づき、法人に対し有害鳥獣捕獲の許可を行うに当たっては、従事者には原則として狩猟免許を有する者を選任するよう指導するものとするとして、従事者を限定的に取り扱っている。
特例措置の内容	有害鳥獣捕獲の許可申請の取扱いについては、「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」において、「銃器の使用以外の方法による場合であって、従事者の中に網・わな猟免許所持者が含まれ、かつ、捕獲技術、安全性等が確保されていると認められる場合は、従事者に網・わな猟免許を受けていない者を含むことができるものとする。」と定めたところであるが、この「捕獲技術、安全性等が確保されている場合」として、現在、すでに行われている移入鳥獣の捕獲の場合に加えて、特区内における捕獲の場合についても適用する。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし